資料4

府食第１２６号
平成２８年２月２９日

食品安全委員会委員長　佐藤　洋　殿

研究・調査企画会議
事前・中間評価部会　座長　熊谷　進

平成２８年度食品安全確保総合調査課題（案）について

このことについて、平成２８年２月１７日に開催した平成２７年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第８回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

（別添）

平成２８年度

食品安全確保総合調査課題（案）について

平成２８年２月

食品安全委員会　研究・調査企画会議

事前・中間評価部会

平成２８年度食品安全確保総合調査課題（案）

番号	調査課題	調査目的
1	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査（水産関連プロトコル作成）	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査について、平成 17 年度にプロトコルを作成し、平成 18～20 年度及び 25～27 年度において、国産の牛、豚及び鶏由来食品のサルモネラ、カンピロバクター、大腸菌及び腸球菌について薬剤耐性菌の調査を行ったところである。これらの調査により得られたデータは、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価のばく露評価において、薬剤耐性菌による食品の汚染状況についての懸念を評価する際に使用している。 一方、水産食品については同プロトコルにおいて、養殖魚の生産量及び流通経路について実地調査・報告がなされたが、対象細菌の検出率、試料総数等更なる情報収集が必要とされたため、調査が実施されていない。 このため、平成 28 年度においては、プロトコルの補完が必要である養殖魚及び水産食品について、耐性菌の出現実態を把握するための対象細菌の設定等に関する基礎的な調査を実施する。
2	清涼飲料水中の化学物質(六価クロム)の規格基準改正に係る食品健康影響評価のための情報収集・調査	平成 15 年 7 月 1 日に厚生労働大臣より清涼飲料水中の化学物質 48 物質の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請があり、そのうち六価クロムについては、平成 21 年 8 月 17 日に開催された第 5 回化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会において審議が行われたが、知見が不十分であることから、継続審議となっている。 今後、評価を進めるため、最新のリスク評価に必要な毒性知見、疫学調査結果、国際機関・諸外国のリスク評価書等の科学情報を収集し、分析・整理を行う必要がある。

番号	調査課題	調査目的
3	アレルギー物質を含む食品のリスク評価方法の開発に関する調査	食物アレルギーは、我が国の全人口の 1～2%が有していると考えられており（平成 25 年度消費者庁「アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック」）、食物アレルギーを有する者がアレルギー物質を含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により、血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、最悪の場合は死に至る。 このような被害を未然に防ぐため、国は食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、アレルギー物質を含む食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い品目について内閣府令（平成 27 年内閣府令第 10 号）で表示を義務付けし、過去に一定の頻度で健康被害がみられた品目について通知により表示を推奨している。 また、平成 27 年 12 月にはアレルギー疾病対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）が施行され、同法第 15 条では「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示を充実するための措置を図ること」と定められており、食品安全委員会は表示についての科学的検証を行うこととされている。 このため、食品安全委員会は、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の中でその検証を行う予定であり、本調査においてアレルギー物質を含む食品のリスク評価方法を開発する。

番号	調査課題	調査目的
4	カンピロバクター属菌及びノロウイルスのリスク評価の検討に関する調査	カンピロバクター属菌（ジェジュニ/コリをいう。以下同じ）又はノロウイルスに起因する食中毒事例を減らすための具体的な対策を検討するため、フードチェーンの各段階において取り得る対策を明確化することを目的として、リスク管理機関における研究内容を考慮しつつ、カンピロバクター属菌については自ら評価（2009 年 10 月）及びノロウイルスについてはリスクプロファイル（2010 年 4 月）以降の国際機関・諸外国等の評価書及び文献等について収集・整理を行い、リスクプロファイルの項目ごとに分析・整理を行う。また、カンピロバクター属菌に対する食品衛生対策に精力的に取り組んでいる諸外国へ有識者が訪問し、カンピロバクター属菌に関するリスク評価、対策の実施状況等について実地調査を行う。
5	動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査	動物用医薬品及び飼料添加物における抗菌性物質の食品健康影響評価における微生物学的影響評価に用いるため、ヒト（健康者）由来腸内細菌における動物用抗菌性物質の MIC（最小発育阻止濃度）について調査する。